

00371

# 鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第六百三十九号

鳥取縣財政事情の作成及び公表に關する條例によつて昭和二十三年四月一日から昭和二十三年九月三十日までの期間における鳥取縣財政概況を次のとおり公表する

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年十一月三十日  
号 外 火 曜 日

鳥取縣公報 毎週 日曜日（休日）（昭和二十三年十一月三十日）  
（昭和二十三年十一月三十日）  
外

### 鳥取縣財政概況目次

- 一、まへがき
- 二、縣財政の動向と今後の見透し
- 三、昭和二十三年収入及び支出の状況
- 四、昭和二十二年決算の状況
- 五、財産、縣債及び一時借入金金の状況

### 昭和二十三年年度豫算の概況

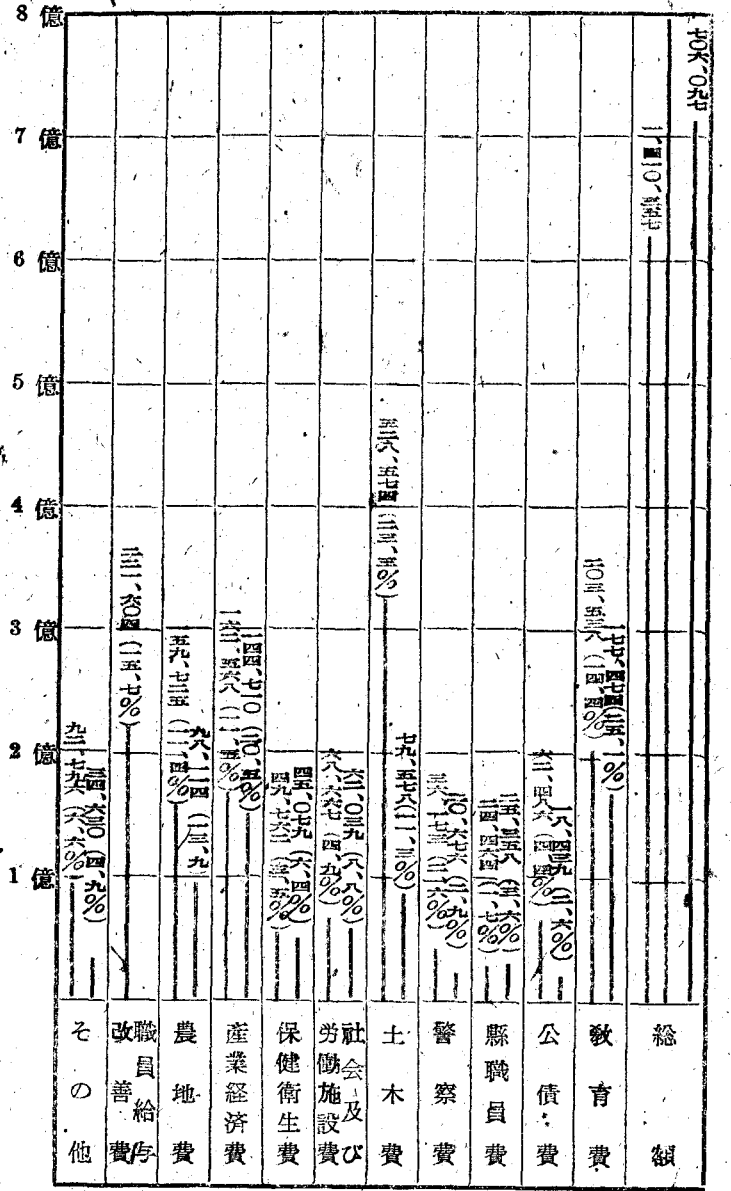
歳入の部

(表中の数字は千円單位)

黒字は当初予算  
赤字は九月三十日現在

|                |           |           |         |
|----------------|-----------|-----------|---------|
| 總額             | 2,410,357 | 2,361,354 | (4.6%)  |
| 國庫支出金          | 3,186     | 3,186     | (0.1%)  |
| 配付税            | 37,864    | 37,864    | (1.6%)  |
| 縣稅             | 1,353,526 | 1,353,526 | (56.1%) |
| 使用手数料<br>及び手数料 | 4,371     | 4,371     | (0.2%)  |
| 寄附金            | 16,633    | 16,633    | (0.7%)  |
| その他            | 10,000    | 10,000    | (0.4%)  |
| 縣債             | 239,666   | 239,666   | (9.9%)  |

歳出の部



一、まへがき

本年五月の公表について、こゝに第二回の「財政事情説明書」すなはち「財政白書」を公表することになりました。前回の分は最初の公表でありましたから、何故縣財政事情を公表しなければならぬか、又縣財政とはどんなことか過去の縣財政はどうであつたかということを説明し、その財政の實際の状況はどうなつてゐるかということを縣民の皆さんにお知らせしたのでありますが、今回公表する分は本年四月一日から九月三十日の上半期分でありまして、この財政事情の公表によつて、廣く縣民各位が縣財政の現況及び動向をよく理解し、これによつて縣政に対する関心をより一層深め、より積極的な協力を寄せられんことを希望して止まないであります。

00376

二、縣財政の動向と今後の見透し

本縣の財政は前回(本年五月)の公表において詳しく御説明申上げましたように、誠に苦しい、やりくり算段の財政でありまして國の委任事務や、義務的經費に迫られ、縣民の福利増進や縣内産業の振興の爲には積極的且つ充分な予算を計上することが、目下の処極めてむづかしい状態であります。尤もかゝる現象は本縣のみならず全國各府縣に多かれ、少かれ、共通に見られる現象であります。そこで政府においては本年七月この自主性のない地方財政の窮乏を緩和し自主性、健全性を確保させようと周到な研究を致し、次のような改革方針を定め窮乏のどん底にあえぐ地方財政の救助に乗り出したのであります。

- (一) 地方財政も國家財政と同様に自主性を確立すること。
  - (二) 地方財政需要の増加に対応するような、地方財源(収入を生みだすみなもと)の拡充を図ること。
  - (三) 警察制度の改正(國家警察や自治体警察になること)や教育制度の改正(六、三、三制、教育委員会制度)に対応して地方公共団体の間においての財源配分を適正ならしめること。
  - (四) 地方分与税の制度に弾力性を拡張し、税金の徴收権を強化すること。
  - (五) インフレの進行に応じて直ちに増收のあるような、地方税を拡充すること。
- 右の方針にもとづき地方財政委員会において、地方税、財政制度の要領を定められ、
- (一) 地方税法の全文を改正する法律
  - (二) 地方分与税法を廃止し、これに代へて制定する地方配付税法
  - (三) 新たに制定する地方財政法

00377

の三法律案が出来たのであります。この三法律案は第二國會に政府案として提出され一部修正の上通過致したのであります。本縣でもこれに基き、縣稅賦課徵收條例の改正並びに新設稅に対する條例の設定と歳入歳出予算の更正がそれぞれ去る七月定例縣会において議決されたのであります。

この改革により、縣稅は相当大巾に増稅され縣民負担の上に大きな影響をきたしたのであります。この点につきましましては縣民の皆さんの深い理解と協力をお願いしなければならぬのであります。従つてこの縣稅の改正内容つてそのあらましを次に説明致します。

- (一) 國稅から地方稅に譲つたもの
  - 1、入場 稅
  - 2、狩獵免許稅(狩獵者稅を含む)
- (二) 新しく稅目を起したものは
  - 1、事 業 稅
  - 2、特別所得稅
  - 3、礦 産 稅
  - 4、酒消費稅

- 5、電氣ガス稅(電氣稅は既に昭和二十二年度から法定外獨立稅として徵收して居る)
  - 6、庭園稅(法定外にもうけたもの)
  - 7、ミシン稅(右一同)
- (三) 廃止された縣稅は

- 1、營業税(事業税となつた)
- (四) 増税された縣稅は

- 1、地 租
- 2、家 屋 稅
- 3、縣 民 稅
- 4、鎮 区 稅
- 5、不動産取得稅
- 6、本材引取稅

以上の改正によつて縣稅收入(配付稅、目的稅を除く)は改正前には七千四百七十二万余円であつたものが改正後は一億五千六百七十五万余円になり、一億二千九百九十三万余円の増加となつたのであります。六倍強に上るのであります。このほかに財政制度改革の結果財源として増加したものは警察制度の改正によりまして警察關係の經費が國家警察は國庫支弁、自治體警察は市町村支弁といふことになつて本年七月分以降縣費で負担しなくてもよいことになつたので、この予算のうち國庫下渡金を引いた残りの六百三万円が不要となつたのであります。この稅財制改正によつて縣の獨立收入として増加してくるものがどれほどになつたか計算してみると次のとおりです。

- (1) 獨立稅の收入増 一一、一九三万円
- (2) 警察費の負担改正増 六〇三
- (3) 地方配付稅の増(第一種乃至第四種) 四、〇三七

合 計

一六、八三三万円

この財源増加額で先づ賄はなければならないのは人件費の増加です。即ち当初千八百円水準で計上されて居たものが本年一月にさかのぼつて二千九百二十四水準となり更に六月から三千七百九十一円水準に引上げられたので一億三千八百四十八万円の一一般財源を要することになり、前述の財源一億六千八百三十三万円から補充するとその残りは二千九百八十五万円となります。結局稅財故の改革によつて生じた財源の内八十二%を人件費のために費やし残り十八%をもつて一切の所要額に應じなければならないのであります。

右の人件費以外にも是非追加を要するものがあるのであります。殊に左に掲げるような節減或は繰延べしたりすることの出来ない所謂義務的經費が八千三百七十八万円あります。

- 1、労働基準法による、宿、日直時間外及深夜勤務等の超過勤務手当所要額 一、四〇九万円
  - 2、物價改訂に伴う族費需要費の増加額 二、八三三
  - 3、退官退職手当所要額 二七七
  - 4、稅制改革に伴う徵稅費の増加額 七二七
  - 5、給与費充當國庫貸付金返還に要する所要額 八七二
  - 6、教育委員会發足に伴う準備費及び選挙費等の所要額 二五七
  - 7、その他義務的經費の追加所要額 二、〇〇三
- 計 八、三七八

これを前述の人件費を差引きました残りの二千九百八十五万円をもつて賄うことゝいたしました。結局五千三百九十三万円の赤字をきたす実情であります。この歳入不足の対策として次に示すように物價改訂に伴う各種の經

費の節約を始め職員の出員不補充及び配置轉換によつて職員の手算定員を三百七十五名整理するなど極力歳出を切りつめ、これによつて漸く千七百十五万円を捻出なし得たに止まり尙二千六百七十八万円不足をきたしますので止むなく未交付の配付税を歳入に見込みつじつまを合せ予算化したような次第であります。

- 1、物價騰貴に伴う所要経費の節減 一、五〇〇万円
- 2、職員の整理による減 一、二二五
- 一般職員(三三五八減) 一、〇一五
- 教育職員(四〇八減) 一〇〇

計 二、七一五

以上記述致しました通り一応つじつまを合はせたのでありますが尙これ以外に本年度内に於いて更に追加を必要とするものは次の通りあります。

- 1、寒冷地手当所要額 一、二〇〇万円
- 2、勤務地手当の増加額(倉吉町及び境町の地域指定) 一、二〇〇
- 3、起債抑制に伴い一般財源に振替を要する公共事業費 四、三〇〇
- 4、生活保護費の単價引上による所要額 五六〇
- 5、恩給法改訂に伴う増加経費 四五三
- 6、その他國の要請等による追加所要額 三、〇〇〇

計 九、六三三

この経費九千六百三十三万円の内寒冷地手当所要額 恩給法の改訂に伴う経費及び生活保護費の単價引上に伴う経

費等は國庫に於て財源措置を講ずる見透しもつき尙各府縣の財政実態を考慮して配分される処の第五種の地方配付税も今後相当額を見込み得る可能性もあり、又抑制されて居ります起債も地方債の総額が三十六億円拡大いたしましたので或る程度の増額は予想され、尙賣くじ及び公付公債の発行等によつて新たな財源の捻出を計画して居りますので大体に於て前記の赤字は補填出来る考へで居ります。

以上述べました通り本年度の縣財政は全くのやりくり算段でありまして、冒頭に記しました今次税制改正の主目標である地方財政の自主性乃至健全性の問題は本縣に関する限り甚だ縁遠いことでありまして、むしろ税源に乏しい本縣にあつては一層窮迫の度を深めたといえるのであります。

然らばこのような苦しい財政事情になりました主な原因は奈辺にあるのでしょうか、この点を簡単に説明致しますよう。

地方税財政制度の改正が、地方財政の自主性の強化という点に主たる目標がおかれる場合本縣のような地域も狭少であり、人口も少なく産業も振はずの上に災害の多い縣では折角新しい制度によつて税源を与えられたものゝその程度は極めて之しく従つて縣財政が上述のような実態になることは自明の理であると思ふのであります。税制改正後において縣が税として徴収し得る額即ち課税力を全國のそれと比較いたしますと次の通りであります。

|                |        |
|----------------|--------|
| 一戸当り税額(標準率の場合) | 二、一六一円 |
| 全國平均           | 一、三五六円 |
| 本縣             | 一、三五六円 |

即ち地方税法の定める標準率で税金を徴収する場合全國平均に比較致しまして一戸当り八百五十四円低位にあります。

00382

尙標準率よりも更に縣民税、地租及び家屋税を五割、事業税を二割増徴致しましても一戸当り一千七百十三円に過ぎないのであつて、全國の標準率で課税した場合の二千六百一十四円に比較して四百四十八円低いのであります。これをもつて見ても本縣の課税力が如何に貧弱であるかがわかるのであります。ことに今回の税制改正の特色であり最も重要な点である経済状態の激変に対応して自然に税額の増加が期待できるような税、所謂弾力性のある税として新しく設けられた事業税、特別所得税、入場税及び遊興飲食税などの税種はその額が全國水準から見ると実に微々たるものがあります。この点も本縣財政の苦しい主な原因をなして居るといへます。これ等の制度上の諸点に対しては更に根本的な解決案を強く政府に要望して居るのであつてやがて次の地方財政の大改革が実現するものと期待して居ります。以上のような財政事情でありますので縣としても縣政全般に亘り更に一段の工夫と検討を加え赤字財政の克服に最善の努力を講じたいと念じて居ります。以上財政の動向と今後の見透しについて申上げましたが縣民の皆さんにおかれても縣政の進展は直ちに自分の幸福をもたらすものであることをよく御理解して戴いて十分の御協力を御願ひしてやまない次第であります。

00383

### 三、昭和二十三年度収入、支出の状況

一般会計の収入、支出の状況についてその概況を述べますと、現在迄の収入済額は四億零千八百八拾式万六千七百七拾式円八拾六錢で予算額拾四億零千八百八拾五円約二八%で、その受入状況は必ずしも順調とは謂ひ難いのであります。

その主なる理由は國家予算が六月迄は暫定予算であつた關係上収入予算の六〇%を示める國庫交付金の交付が諸手續等のため遅延し縣税の徴収においても賦課期月の關係上九月末日迄に予算額の一一%を賦課している状況であります。

又起債の承認についても未だ確定して居らないのでこれが借入も遅延の止むなき事情であり、生産物売拂代においてもその大部分の收穫は十月、十一月であるため現在迄の収入はみるべきものがない状況であります。

尙これを前年度における同期の収入歩合二七%強に比較対照しますれば大体同率であります。

次に支出の状況について述べますと、経済事情の變動に伴い物價の高騰或は職員給与水準の改訂増額等に基因し逐次予算の追加計上を余儀なくされたが、現在迄の支出済額は參億六千四百六拾六万七千七百七拾九円四拾五錢で予算額拾四億零千八百八拾五円に比較すると約二五%であり、事業は特殊のものを除き予定通り進捗しつつあるもので、これが支出財源確保のため幾多の困難を排除して収入の促進を図り収入支出の均衡保持に常に意を注ぎ來つた次第であります。

しかしながら年度初期においては収入は極めて僅少であるに反し支出は人件費その他義務的諸経費の支出のため止むなく一時借入金をなし当面の支拂に支障なからしめたのであります。

00384

その後収入の漸増により幾部を償還し現在若干八百六拾万円を借入中ではありますが、九月末において第三、四半期の分与税の配賦をうけたので近く完済する予定であります。

以上現在迄の収入、支出の状況を略述しましたが、経済事情の悪化に禍して膨張の一端を辿りつゝある縣財政の運営については今後猶幾多の困難を予想せられるので予算の執行に當つて常に重点的經理の方針によるの外、支出の節減と収入の受入確保に極力努め窮乏財政の中にあつても各種事業の遂行に支障のないよう留意し健全財政の堅持に万全を期する考えで居ります。

尙特別会計については縣立実業学校実習費において収入に比較して参万七千余円の支出超過となっておりますが、これは財源たる農作物の收穫期が十月以降であるため支出に當つては人件費等の義務的経費の支出に留めたのであります。最近の職員給与水準の改訂に伴つて支出額が増額したため今後歳入の收納については鋭意努力し収入支出の均衡を図る見込みであります。

競馬事業費については全額未収入となっておりますが、これは競馬の開催が十月に行はれるためであります。支出に當つては開催のための宣傳費或は競馬場の設備等に前もつて相当額の経費を要したため拾八万余円の支出超過となっておりますが、これが収入、支出の均衡は一時借入金によつて充当しております。

00385

各月別収入支出の状況比較

| 区分          | 予算現額            | 収入 支出           |                 |               |               |               |                |                   | 収入、支出の合計額 |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-------------------|-----------|
|             |                 | 四月              | 五月              | 六月            | 七月            | 八月            | 九月             |                   |           |
| 歳入          | 一、四〇、五五六、八五〇〇   | 一、四〇、五五六、八五〇〇   | 四三三、四八七、八七〇、六〇〇 | 九三、五三〇、六〇〇    | 四、二五九、五五五、五三三 | 三、〇六九、八六二、八八  | 一六八、九三三、九四〇、〇六 | 三、九四、五五六、一七三、八六   |           |
| 一般          | 一七、五五六、一八四、〇〇〇  | 一七、五五六、一八四、〇〇〇  | 一、六八八、九三三、二〇〇   | 二、〇〇九、五九二、八三三 | 一、三三三、二七二、三〇〇 | 一、三三三、二七二、三〇〇 | 一、六八八、九三三、二〇〇  | 三、三三三、二〇〇、九六三、〇〇六 |           |
| 一、国税        | 八四九、七四六、二五五、〇〇〇 | 八四九、七四六、二五五、〇〇〇 | 〇               | 〇             | 〇             | 〇             | 〇              | 〇                 |           |
| 二、国庫補助金、分与税 | 二五五、〇〇〇         | 二五五、〇〇〇         | 〇               | 〇             | 〇             | 〇             | 〇              | 〇                 |           |
| 三、内税        | 一五二、一九九、四七三、〇〇〇 | 一五二、一九九、四七三、〇〇〇 | 〇               | 〇             | 〇             | 〇             | 〇              | 〇                 |           |
| 四、その他       | 三六三、〇八二、四〇六、〇〇〇 | 三六三、〇八二、四〇六、〇〇〇 | 二、六五五、八五四、三三三   | 二、六五五、八五四、三三三 | 六、〇三二、五二二、三三三 | 四、三三三、七九二、三三三 | 五、七五二、六四四、八八   | 四、三三三、七九二、三三三     |           |
| 歳出          | 二、四〇、三五六、八五〇〇   | 二、四〇、三五六、八五〇〇   | 三三三、四五六、〇四八、三三三 | 八〇、六四四、八六、三三六 | 五九、二四三、四五六、二六 | 九二、〇三三、〇七四、五三 | 七、七三〇、三九、〇五    | 三、三〇、〇七四、五三       |           |
| 歳入歳出        | △二、三六、二六四       | △二、三六、二六四       | △二、三六、二六四       | △二、三六、二六四     | △二、三六、二六四     | △二、三六、二六四     | △二、三六、二六四      | △二、三六、二六四         |           |

昭和二十三年歳入一般会計収入支出の状況

自昭和二十三年四月一日  
至昭和二十三年九月三十日



| 科 目             | 当初予算額       | 追加更正<br>予算額 | 計             | 収入済額        | 収入未済額       | 備 考                     |
|-----------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------------------|
| 縣 立 稅           | 三二,九七五,三三三  | 二,三三四,五三三   | 四五,三九〇,五四七    | 一八,二九〇,七三三  | 三三,一〇〇,三三三  |                         |
| 獨 立 稅           | 七四,七三三,三三三  | 一三三,〇三六,七三三 | 一六,七九〇,一八四    | 三三,三四三,三六三  | 一七,三三三,三三三  |                         |
| 目 的 稅           | 七,七〇〇,〇〇〇   | 〇           | 七,七〇〇,〇〇〇     | 一六,七八五,四三三  | 七〇〇,三三三,三三三 |                         |
| 地 方 配 付 稅       | 一三,四六六,〇〇〇  | 九,一七六,六三三   | 三三,六四二,六三三    | 一五,〇〇〇,〇〇〇  | 一八,六四二,六三三  |                         |
| 公 企 業 及 財 產 收 入 | 一,八〇三,一八九   | 〇           | 一,八〇三,一八九     | 七四,五九〇,〇〇〇  | 一,七二八,五九九   |                         |
| 分 担 金 及 負 担 金   | 五,一三〇,〇〇〇   | 一,一三三,一六〇   | 六,二六三,一六〇     | 〇           | 六,二六三,一六〇   |                         |
| 使 用 料 及 手 数 料   | 四三,七九二,二四三  | 二,三三三,〇七九   | 四六,一二五,三二二    | 一五,五三一,三六三  | 三〇,五九〇,九五九  |                         |
| 國 庫 支 出 金       | 三六,三三三,五九九  | 三〇,五九〇,七三三  | 六六,九二四,三三三    | 一六,九九九,九三三  | 五〇,九二四,四〇〇  |                         |
| 寄 附 金           | 一六,六三三,一三三  | 一,三二一,三三三   | 一七,九五四,四六六    | 四九四,二九一,〇〇〇 | 一七,四六三,一七五  |                         |
| 繰 入 金           | 五,〇〇〇,〇〇〇   | 二七六,〇〇九     | 五,二七六,〇〇九     | 〇           | 五,二七六,〇〇九   |                         |
| 繰 越 金           | 三,一九七,九八八   | 一五,六三三,三三三  | 一五,八三一,三二二    | 七,〇〇〇,〇〇〇   | 一八,八一三,三二二  |                         |
| 雜 收 入           | 八,一九三,〇〇〇   | 一五,〇〇〇,〇〇〇  | 二三,一九三,〇〇〇    | 四四,三九九,〇〇〇  | 一八,八三三,〇〇〇  | 收入済額の分<br>二十二年度債<br>借替分 |
| 歲 入 合 計         | 七〇六,〇九六,六三六 | 七四二,二〇二,二五七 | 一,四四八,二九九,八九三 | 四二二,八三六,一七三 | 九七七,四六三,七二〇 |                         |

| 科 目             | 当初予算額      | 追加更正<br>予算額 | 計           | 支出済額       | 支出未済額      | 備 考 |
|-----------------|------------|-------------|-------------|------------|------------|-----|
| 會 議 費           | 四,五九六,〇四四  | 三,九五一,八七七   | 八,五四七,九二一   | 三,九七六,三三三  | 四,五七一,五八八  |     |
| 縣 職 員 費         | 二五,三三七,五三三 | △八,九三三,五九四  | 一六,四四三,九三九  | 一三,八五五,五七九 | 二,五八八,三六〇  |     |
| 警 察 費           | 二〇,六六六,三三三 | 一五,四九六,九九八  | 三六,一六三,三三三  | 一五,九九三,〇三三 | 二〇,一七〇,三〇〇 |     |
| 土 木 費           | 七九,五八八,三三三 | 三,四八八,九九八   | 八三,〇七七,三三三  | 六四,一九五,五三三 | 一八,八八二,八〇〇 |     |
| 教 育 費           | 一七,四三三,六六六 | 三,〇三三,一〇三   | 二〇,四六六,七七九  | 一三,三三三,三三三 | 七,一三三,三三三  |     |
| 社 会 及 勞 働 施 設 費 | 六三,〇三三,六六六 | 六,六三三,六三三   | 六九,六六七,三〇〇  | 一三,八二二,四三三 | 五五,八四五,八六六 |     |
| 保 健 衛 生 費       | 四三,〇三三,六六六 | 四,六三三,六三三   | 四七,六六七,三〇〇  | 五,六四六,九二一  | 四二,〇二〇,三七九 |     |
| 產 業 經 濟 費       | 一四,〇三三,六六六 | 一,六三三,六三三   | 一五,六六七,三〇〇  | 三,六九六,七三三  | 一二,九七〇,五六六 |     |
| 農 地 費           | 九八,三三三,六六六 | 一,六三三,六三三   | 一〇〇,〇六七,三〇〇 | 三,六九六,七三三  | 九六,六七〇,五六六 |     |
| 地 方 振 興 費       | 三,七三三,六六六  | 四二二,五三三     | 四,一五六,二〇〇   | 一,二三四,四三三  | 二,九三二,七六六  |     |
| 都 市 計 画 事 業 費   | 三,六三三,六六六  | 一,一三三,六三三   | 四,七六七,三〇〇   | 三,四三三,三三三  | 一,三四三,九六六  |     |
| 財 產 費           | 三,〇三三,六六六  | 三,七三三,六三三   | 六,七六七,三〇〇   | 三,〇三三,六六六  | 三,七三三,六三三  |     |
| 統 計 調 査 費       | 五,一三三,六六六  | 三,九三三,六三三   | 九,〇六七,三〇〇   | 三,一三三,六六六  | 五,九三三,六三三  |     |
| 選 挙 費           | 四九,九三三,六六六 | 二,四三三,六三三   | 五二,三六七,三〇〇  | 四四,三三三,六六六 | 八,〇三三,六三三  |     |

外 報 號 二 十 五 年 十 一 月 三 十 日 ( 第 五 種 郵 政 特 准 掛 號 ) 一 六

00388

| 事業名               | 当初予算額      | 追加更正<br>予算額 | 合計         | 収入済額       | 収入未済額      | 備考 |
|-------------------|------------|-------------|------------|------------|------------|----|
| 社会事業特殊資金          | 10,000.00  | 0           | 10,000.00  | 4,335.35   | 5,664.65   |    |
| 災害救助基金            | 55,233.33  | 1,900.00    | 57,133.33  | 30,212.67  | 26,920.66  |    |
| 男女青少年団体事業<br>奨励資金 | 3,655.00   | 0           | 3,655.00   | 6,219.97   | 2,843.52   |    |
| 教育資金              | 13,800.00  | 0           | 13,800.00  | 12,273.97  | 1,526.03   |    |
| 就学奨励資金            | 33,140.00  | 0           | 33,140.00  | 3,505.56   | 29,634.44  |    |
| 学校生徒奨励資金          | 307.00     | 0           | 307.00     | 37.77      | 269.23     |    |
| 歳出合計              | 706,096.68 | 74,330.33   | 780,427.01 | 320,427.39 | 459,999.62 |    |
| 諸支出金              | 15,500.55  | 326,894.46  | 342,395.01 | 19,876.33  | 322,518.68 |    |
| 予備費               | 100,000.00 | 0           | 100,000.00 | 0          | 100,000.00 |    |
| 公債費               | 18,487.72  | 40,070.00   | 58,557.72  | 35,656.30  | 22,901.42  |    |

昭和二十三年年度特别会計收入、支出の状況  
自昭和二十三年四月一日  
至昭和二十三年九月三十日

00389

| 事業名         | 当初予算額     | 追加更正<br>予算額 | 合計         | 支出済額       | 支出未済額      | 備考 |
|-------------|-----------|-------------|------------|------------|------------|----|
| 縣立実業学校実習費   | 67,750.00 | 0           | 67,750.00  | 22,561.14  | 45,188.86  |    |
| 印刷事業費       | 1,310.60  | 1,250.00    | 2,560.60   | 1,326.30   | 1,234.30   |    |
| 自作農創設維持奨励資金 | 4,940.00  | 0           | 4,940.00   | 4,940.00   | 0          |    |
| 畜牛増殖奨励事業費   | 12,135.10 | 0           | 12,135.10  | 32,699.97  | 20,564.21  |    |
| 無畜農家解消事業費   | 2,200.00  | 0           | 2,200.00   | 2,400.74   | 299.74     |    |
| 物産斡旋事業費     | 48,335.00 | 100,000.00  | 148,335.00 | 108,791.90 | 39,543.10  |    |
| 競馬事業費       | 0         | 462,000.00  | 462,000.00 | 0          | 462,000.00 |    |

支  
出

| 事業名               | 当初予算額     | 追加更正<br>予算額 | 合計        | 支出済額     | 支出未済額     | 備考 |
|-------------------|-----------|-------------|-----------|----------|-----------|----|
| 社会事業特殊資金          | 10,000.00 | 0           | 10,000.00 | 0        | 10,000.00 |    |
| 災害救助基金            | 55,233.33 | 1,900.00    | 57,133.33 | 2,210.10 | 54,923.23 |    |
| 男女青少年団体事業<br>奨励資金 | 3,655.00  | 0           | 3,655.00  | 0        | 3,655.00  |    |
| 教育資金              | 13,800.00 | 0           | 13,800.00 | 0        | 13,800.00 |    |
| 就学奨励資金            | 33,140.00 | 0           | 33,140.00 | 0        | 33,140.00 |    |

00390

|             |           |           |           |           |           |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 学校生徒奨励資金    | 107       | 0         | 107       | 0         | 107       |
| 縣立実業学校実習費   | 27,780    | 0         | 27,780    | 0         | 27,780    |
| 印刷事業費       | 1,310,000 | 1,230,000 | 2,540,000 | 1,250,000 | 4,490,000 |
| 自作農創設維持奨励資金 | 41,940    | 0         | 41,940    | 0         | 41,940    |
| 畜牛増殖奨励事業費   | 1,123,581 | 0         | 1,123,581 | 0         | 2,247,162 |
| 無畜農家解消事業費   | 2,210,018 | 0         | 2,210,018 | 0         | 4,420,036 |
| 物産幹旋事業費     | 433,618   | 100,000   | 533,618   | 0         | 1,067,236 |
| 競馬事業費       | 0         | 4,613,000 | 4,613,000 | 1,816,000 | 6,429,000 |
|             |           |           |           |           | 4,433,326 |

08800

00391

#### 四、昭和二十二年歳入歳出決算について

昭和二十二年歳入歳出決算の歳入歳出の決算についてそのあらましを説明する。歳入総額は予算額八億三千八百九拾九万八千四百九拾円に比較して約七一%の六億三千八百七拾万七千四百九拾七圓に減少し、歳出は約六七%の五億七千九拾六万四千五百九拾七圓九拾四錢となり差引参千八百拾参万五千五百九拾参錢を翌年度に繰越したのであります。

これを前年度決算額に比較しますと歳入において四億七千六百六拾万五千四百九拾七圓九拾四錢、歳出においては参億八千九百拾四万七千四百六拾七圓九拾九錢の増額を示して居りますが、これは経済事情の変動に伴う物價の高騰による事業費の増額と職員給与水準の改訂による職員費の膨脹等の結果に外ならないのであります。先づ歳入についてその状況をみますれば予算額に対して式億参千五百拾九万八千参百八拾八圓五拾参錢の減収となつていますがその主なる理由は国の財政事情並びに国の施策変更等に伴つて各種事業の縮小、停止或は繰延となつたものによるものであります。随つて国庫補助金(未収入額の内六四%)並びにこれら事業に伴う寄附金(未収入総額の内一三%)も著しく減少し又縣債の借入についても事業計画の変更及繰越によつて相当額の縣債の借入不要額(未収入総額の内二%)となり、その他縣稅使用料及び手数料、雑収入等にあつても相当額の減収を生じたためであります。

次に歳出についてみますれば予算額に対して式億六千六百参万参千八百九拾八圓六錢の不要額となつていますが、これは歳入において述べた如く主として国庫補助金及び寄附金の減収等によつて収入が著しく減少したため各種事業の縮小停止の已むなきに立至つたもの及び諸資材の入手困難のため予定の如く事業が進捗しなかつたによるものと

であり特に土木関係事業費にあつては老健六千五百参拾六万四千五百拾八円を翌年度へ繰越し又職員給与水準改訂による手当給与金と市町村貸付金等年度内支拂の運びに至らなかつたもの若干ありその他一般諸経費の支出に当つても収入状況を検討して極力節減に努めたためであります。

尙翌年度繰越金参千八百参拾万五千五百九拾参錢中には前記の如く年度内において支拂に至らなかつた職員の手当及給与金参千九拾四万五千円、市町村貸付金四百六拾五万五千円、土木事業繰越に伴う繰越金八百九拾四万七千円その他精算の結果国庫へ返還する国庫補助金及過年度支拂金等参拾参万八千余円あるのでこれらの義務的経費を差引すれば実際の純繰越金は五百九拾五万余円であります。

各種特別会計について述べますと歳入合計は九百五拾七万七千七百拾五円、歳出合計は八百四拾八万八千五百参拾四円五拾九錢で差引剰余金参百貳萬九千参百八拾四拾参錢となつていますがこれは各会計に亘つて歳入の收納に鋭意努めたのと反面歳出を極力節減したためであります。

昭和二十二年年度一般会計歳入歳出決算  
歳入

| 科       | 目     | 予算現額            | 決算額               | 予算現額に比較 |                 | 備考 |
|---------|-------|-----------------|-------------------|---------|-----------------|----|
|         |       |                 |                   | 増       | 減               |    |
| 縣       | 國稅附加稅 | 一、九、五、六、〇、〇、〇、〇 | 一、九、五、六、一、三、五、六、六 | 〇       | 五、七、八、〇、〇、〇、〇   |    |
| 經常部     |       |                 |                   |         |                 |    |
| 獨立稅     |       | 五、四、五、七、七、八     | 五、四、五、一、五、七、三     | 〇       | 五、四、一、七、〇、七     |    |
| 目的稅     |       | 一、三、三、三、六       | 一、三、三、八、四、二       | 〇       | 〇               |    |
| 地方分与稅   |       | 一、四、九、四、九、〇     | 一、四、七、三、九、〇、三     | 〇       | 一、六、四、〇、〇、八     |    |
| 分担金及負担金 |       | 一、三、三、五、〇       | 〇、九、九、四、〇         | 〇       | 一、一、五、五、六、〇     |    |
| 財產收入    |       | 三、一、一、〇、〇       | 三、六、七、二、八         | 〇       | 一、〇、七、四、〇、三     |    |
| 使用料及手数料 |       | 一、四、三、四、〇、七、三   | 一、三、九、七、一、三、八     | 〇       | 一、一、六、九、一、四、四   |    |
| 國庫支出金   |       | 一、〇、四、七、七、七     | 一、〇、八、四、三、六、七     | 〇       | 一、四、六、四、七、八、〇   |    |
| 雜收      |       | 九、四、九、六、六       | 一、〇、三、〇、九、三、九     | 〇       | 八、五、六、四、九、三     |    |
| 經常部計    |       | 三、七、〇、六、二、四、三   | 三、七、三、三、二、二、九     | 〇       | 一、五、八、一、一、八、〇、一 |    |
| 臨時部     |       |                 |                   |         |                 |    |
| 繰越金     |       | 三、三、〇、〇、一、五     | 三、三、七、七、八、八、〇     | 〇       | 七、〇、〇、〇、〇       |    |
| 國庫支出金   |       | 三、三、〇、〇、三、三     | 一、〇、八、三、三、八、〇、一   | 〇       | 一、五、〇、〇、七、〇、〇、八 |    |
| 分担金及負担金 |       | 一、〇、〇、〇         | 七、一、七、七、〇、〇       | 〇       | 〇               |    |
| 寄附金     |       | 八、八、八、三、三       | 五、六、四、〇、〇、七       | 〇       | 三、三、三、〇、七、〇、〇   |    |
| 繰入金     |       | 一、〇、〇、〇         | 一、〇、〇、〇、〇         | 〇       | 〇               |    |
| 財產売拂代   |       | 〇、〇、〇、〇         | 一、〇、〇、〇、〇         | 〇       | 一、〇、〇、〇、〇       |    |

| 科       | 目     | 予算現額          | 決算額               | 増 | 減               | 備考 |
|---------|-------|---------------|-------------------|---|-----------------|----|
| 縣       | 國稅附加稅 | 一、九、五、六、〇、〇、〇 | 一、九、五、六、一、三、五、六、六 | 〇 | 五、七、八、〇、〇、〇     |    |
| 經常部     |       |               |                   |   |                 |    |
| 獨立稅     |       | 五、四、五、七、七、八   | 五、四、五、一、五、七、三     | 〇 | 五、四、一、七、〇、七     |    |
| 目的稅     |       | 一、三、三、三、六     | 一、三、三、八、四、二       | 〇 | 〇               |    |
| 地方分与稅   |       | 一、四、九、四、九、〇   | 一、四、七、三、九、〇、三     | 〇 | 一、六、四、〇、〇、八     |    |
| 分担金及負担金 |       | 一、三、三、五、〇     | 〇、九、九、四、〇         | 〇 | 一、一、五、五、六、〇     |    |
| 財產收入    |       | 三、一、一、〇、〇     | 三、六、七、二、八         | 〇 | 一、〇、七、四、〇、三     |    |
| 使用料及手数料 |       | 一、四、三、四、〇、七、三 | 一、三、九、七、一、三、八     | 〇 | 一、一、六、九、一、四、四   |    |
| 國庫支出金   |       | 一、〇、四、七、七、七   | 一、〇、八、四、三、六、七     | 〇 | 一、四、六、四、七、八、〇   |    |
| 雜收      |       | 九、四、九、六、六     | 一、〇、三、〇、九、三、九     | 〇 | 八、五、六、四、九、三     |    |
| 經常部計    |       | 三、七、〇、六、二、四、三 | 三、七、三、三、二、二、九     | 〇 | 一、五、八、一、一、八、〇、一 |    |
| 臨時部     |       |               |                   |   |                 |    |
| 繰越金     |       | 三、三、〇、〇、一、五   | 三、三、七、七、八、八、〇     | 〇 | 七、〇、〇、〇、〇       |    |
| 國庫支出金   |       | 三、三、〇、〇、三、三   | 一、〇、八、三、三、八、〇、一   | 〇 | 一、五、〇、〇、七、〇、〇、八 |    |
| 分担金及負担金 |       | 一、〇、〇、〇       | 七、一、七、七、〇、〇       | 〇 | 〇               |    |
| 寄附金     |       | 八、八、八、三、三     | 五、六、四、〇、〇、七       | 〇 | 三、三、三、〇、七、〇、〇   |    |
| 繰入金     |       | 一、〇、〇、〇       | 一、〇、〇、〇、〇         | 〇 | 〇               |    |
| 財產売拂代   |       | 〇、〇、〇、〇       | 一、〇、〇、〇、〇         | 〇 | 一、〇、〇、〇、〇       |    |

00394

| 科 目     | 歳 出         |             |           | 備 考         |
|---------|-------------|-------------|-----------|-------------|
|         | 予 算 現 額     | 決 算 額       | 不 用 額     |             |
| 縣 臨時部計  | 一七,七〇三,四三三  | 一三三,六三三,〇〇〇 | 〇         | 六二,〇〇〇,〇〇〇  |
| 歳 入 合 計 | 四七,〇九〇,〇七〇  | 二四八,五七一,八二八 | 〇         | 二九,三三三,一〇八  |
| 縣 臨時部計  | 八三六,九九六,四九〇 | 六三三,八〇〇,〇二一 | 〇         | 三三三,一九八,三八八 |
| 會 議 費   | 三,〇六六,二四二   | 三,〇六三,六九五   | 二,三五四,〇六  |             |
| 縣 職 員 費 | 六,一九〇,三三三   | 五,二〇〇,六五四   | 九九九,七七八   |             |
| 警 察 費   | 一〇,二九〇,一三三  | 一〇,〇〇一,一六〇  | 二〇八,九七一   |             |
| 土 木 費   | 三,一四四,六九九   | 二,九九九,六〇〇   | 一五五,〇七八   |             |
| 教 育 費   | 五,七,六〇二,七三〇 | 五,三三三,二四九   | 四,二九九,〇七三 |             |
| 衛 生 費   | 五,九九七,四八九   | 三,三三三,五五五   | 二,四六三,九三〇 |             |
| 厚 生 費   | 五,三三三,六五五   | 四,四二一,五五五   | 八,八八二,〇九九 |             |
| 勸 業 費   | 四三,四八三,五五六  | 四〇,四二六,四八七  | 三,〇六七,〇六九 |             |

00395

| 科 目       | 歳 出 合 計     |             |             | 備 考                     |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------------------|
|           | 予 算 現 額     | 決 算 額       | 不 用 額       |                         |
| 地 方 振 興 費 | 三〇,〇〇〇      | 三〇,〇〇〇      | 三九,九五三      |                         |
| 都 市 計 画 費 | 四六六,六三四     | 四〇〇,六〇七     | 三六,七四三      |                         |
| 選 挙 費     | 二,六三三,〇七三   | 一,三三九,八三三   | 一,五九三,二四〇   |                         |
| 諸 備 費     | 二九七,七六一,八四三 | 三三三,三三三,九五七 | 一七,三五六,六四九  | 不用額の内一五,六〇〇、〇〇〇円は翌年度繰越金 |
| 予 備 費     | 二四〇,三六六     | 〇           | 二四〇,三六六     |                         |
| 經 常 部 計   | 四三三,五七四,八九三 | 三六六,六四一,五三九 | 三六,九四〇,七九四  |                         |
| 臨 時 部 計   | 二,〇八三,六八〇   | 二,〇〇九,三八八   | 七四,三三二      |                         |
| 警 察 費     | 三二,四三三,一六八  | 一〇三,二五九,〇五〇 | 二〇八,一五四,三三二 | 不用額の内一六二,三六四            |
| 土 木 費     | 三,六三三,八〇七   | 三,五四一,五〇八   | 八三,四六二      | 二二八円は翌年度繰越額             |
| 教 育 費     | 六三,一四九,三九九  | 五四,九九五,六〇〇  | 八,一八四,四九九   |                         |
| 勸 業 費     | 三,四三九,九九九   | 一,〇六七,一〇七   | 一〇,三三二,八二一  |                         |
| 開 拓 費     | 二,七三三,五五四   | 一一,四三三,〇五〇  | 二二九,九九八     |                         |
| 縣 債 費     | 四三,四三三,五七七  | 一八六,三三〇,四八三 | 三三三,〇九三,一五六 | 不用額の内一六二,三六四            |
| 臨 時 部 計   | 六三六,九九六,四九〇 | 五七三,九九四,五九四 | 二六六,〇三三,八八〇 | 右に同じ                    |

00396

| 事業名           | 予算現額      | 決算額          | 予算現額に比較   |   | 備考         |
|---------------|-----------|--------------|-----------|---|------------|
|               |           |              | 増         | 減 |            |
| 大礼恩賜賑恤資金      | 四、八五三     | 五、〇八〇、七六     | 三三、七六     | 〇 |            |
| 慈善救済金         | 五、三四      | 六、〇九四、四六     | 七八〇、四六    | 〇 |            |
| 罹災救助基金        | 五、六、五二    | 五、七、七九、〇八    | 〇         | 〇 | 一八、七六、九三   |
| 男女青少年団体事業奨励資金 | 三、七五〇     | 三、七三、一六      | 〇         | 〇 | 三、七、八四     |
| 教育資金          | 二、六五〇     | 二、〇〇六、三三     | 九、五六、三三   | 〇 |            |
| 就学奨励資金        | 七、〇〇〇     | 六、九八、五〇      | 〇         | 〇 | 一一〇、七、五〇   |
| 学校生徒奨励資金      | 三〇三       | 三、七五、一七      | 〇         | 〇 | 三、七、八三     |
| 縣立実業学校実習費     | 二、三六、一四〇  | 三、三六、一六、四三   | 二、〇〇、〇二   | 〇 |            |
| 印刷事業費         | 八三、九九七    | 一、三二、三九、六    | 五、四九、〇〇、七 | 〇 |            |
| 自作農創設維持奨励資金   | 三、〇四六、〇三三 | 三、〇四六、一三六、八五 | 七三、八五     | 〇 |            |
| 畜牛増殖奨励事業費     | 八四、九六一    | 九四、五八二、九五    | 一、六六、六、九  | 〇 |            |
| 無畜農家解消事業費     | 三、三三、四三三  | 二、六三、五、七〇    | 〇         | 〇 | 七三、八、〇〇    |
| 物産斡旋事業費       | 一、〇九、〇〇〇  | 六九〇、〇三、〇〇    | 〇         | 〇 | 三六八、九四七、〇〇 |

昭和二十二年年度特別会計歳入歳出決算額調

歳入

00397

| 事業名           | 予算現額      | 決算額       | 予算現額に比較   |   | 備考 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|---|----|
|               |           |           | 増         | 減 |    |
| 大礼恩賜賑恤資金      | 四、八五三     | 三、三三、〇〇   | 一、五二、〇〇   | 〇 |    |
| 慈善救済金         | 五、三四      | 四、六四、四〇   | 三、〇〇      | 〇 |    |
| 罹災救助基金        | 五、六、五二    | 五、一、八〇、〇〇 | 四、六八、〇〇   | 〇 |    |
| 男女青少年団体事業奨励資金 | 三、七五〇     | 三、七、七、七〇  | 〇         | 〇 |    |
| 教育資金          | 二、六五〇     | 九、〇〇〇、〇〇  | 六、三五〇、〇〇  | 〇 |    |
| 就学奨励資金        | 七、〇〇〇     | 六、九八、七〇   | 〇         | 〇 |    |
| 学校生徒奨励資金      | 三〇三       | 〇         | 〇         | 〇 |    |
| 縣立実業学校実習費     | 二、三六、一四〇  | 一、七、二、七、三 | 六、四三、八〇   | 〇 |    |
| 印刷事業費         | 八三、九九七    | 一、三六、七、四  | 四、三三、五、六  | 〇 |    |
| 自作農創設維持奨励資金   | 三、〇四六、〇三三 | 三、〇四六、〇三三 | 〇         | 〇 |    |
| 畜牛増殖奨励事業費     | 八四、九六一    | 八、一、四、四、四 | 六、三六、六、四  | 〇 |    |
| 無畜農家解消事業費     | 三、三三、四三三  | 二、三、四、七、四 | 〇         | 〇 |    |
| 物産斡旋事業費       | 一、〇九、〇〇〇  | 六、〇〇、〇三、六 | 三、九一、〇三、六 | 〇 |    |

歳出

00398

五、財産、縣債及び一時借入金の状況

1、財産

縣の所有する財産は縣民全部の財産でありますから、その財産の取得なり管理方法や処分についても深い関心をもつべきであると思ひます。

この縣有財産は最近の調査では次のとおりとなっております。

|       |            |                         |                   |
|-------|------------|-------------------------|-------------------|
| 土地    | 宅地<br>田畑山林 | 一一九、八九三坪八七<br>一五九町八七二方歩 | 見續 價格、<br>九九六、八八七 |
| 建物    |            | 三九、五三八坪三二               | 一一四、一七九、〇〇〇       |
| 立木    |            | 六一六、九八〇石                | 八、五六五、八六〇         |
| 船舶    |            | 九 雙                     | 二七〇、二五〇           |
| 自動車   |            | 四九台                     | 六、一六一、八〇〇         |
| 特別資金等 |            |                         | 一、九四〇、九三一         |
| 計     |            |                         | 一四二、一一四、七二八       |

合計で一四二、一一四、七二八円となりますが、この内本年警察事務が縣より離れ、國家地方警察及び自治體警察となりましたのでこれに伴いその警察の用に供して居た縣有財産は、國又は自治體に夫々貸与又は讓与することとなるのでありますが、本縣ではまだその品目その他を調査中でありますして正式の手續は完了して居りませんが、差当り國並に自治體に貸与し使用せしめて居ります。

00399

2、縣債

縣債の未償還額は災害土木費六五、一七二七、九九〇円その他八六、九九一、五六一円で合計一五二、二二九、五五一円であります。

尙本年度債については、預金部資金並びに現下の金融市場の状況より觀て、起債としての借入は年度中途においては困難であるから、取敢ず起債つなぎ資金として預金部短期資金を一八、二五〇、〇〇〇円借入れして居る実情であります。

3、一時借入金

昭和二十三年度自四月に於ける一時借入金の借入状況は次の通りであります。

昭和二十三年度自四月至九月一時借入金借入状況調

| 借入金額        | 借入先    | 借入期日    | 償還期日 | 利率               | 備考     |
|-------------|--------|---------|------|------------------|--------|
| 一〇、〇〇〇、〇〇〇円 | 山陰合同銀行 | 一一、五、一  |      | 自五、一〇<br>至七、九八〇  | 日歩二錢五厘 |
| 三、五〇〇、〇〇〇   | 同      | 一三、五、三一 |      | 自七、九八〇<br>至八、三十一 | 同 二錢八厘 |
|             |        |         |      | 自五、三一<br>至七、三十一  | 同 二錢五厘 |
|             |        |         |      | 自八、三十一<br>至八、三十一 | 同 二錢八厘 |

|           |                |        |                  |       |
|-----------|----------------|--------|------------------|-------|
| 五、一〇〇、〇〇〇 | 山陰合同銀行<br>外四銀行 | 二三、六、一 | 自六、一九一<br>至七、二〇〇 | 同 二錢五 |
| 二、九四六、〇〇〇 | 山陰合同銀行         | 二三、六、一 | 自六、一九一<br>至七、二〇〇 | 同 二錢五 |
| 一、四〇〇、〇〇〇 | 鳥取縣農業会         | 二三、六、一 | 自七、二〇〇<br>至八、二一〇 | 同 二錢八 |

斯の如く年度当初に一時借入金を要したのは地方分与税及び國庫補助金並びに獨立税等の主たる歳入が年度の後半期でなければ收納できないのに反して、支出は人件費等経常的支出及び事業費等に於ても相当額の支出を要するので、この間の支出に充当するため一時の借入れを爲したものであります。その後歳入も漸増し、歳計現金に  
ある程度の余剰を生じたので八月五日式百九拾圓万六千円を又八月十三日壹百四拾万円を返済し、現在額は壹千八百六拾万円であります。

昭和二十三年十一月三十日印刷  
昭和二十三年十一月三十日發行  
鳥取縣公報  
昭和二十三年十一月十五日  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町